

# 2012年がスタート!

## 納税者の権利を守り、消費税増税反対運動を広げよう!

# 札幌中部民商

札幌市中央区  
南1条西14丁目  
TEL281-2808  
FAX281-2832  
ホームページ  
<http://www.tyu-min.com>  
Eメール  
[info@tyu-min.com](mailto:info@tyu-min.com)

2012年が始まりました。今年には国税通則法改悪による税務署の徴税攻勢や、消費税増税とのたたかいが中心になります。自らの商売と生活を守るためにも、班・支部の集まりに参加しましょう。

**調査期間を3年→5年・7年に延長帳簿を出さなければ罰金等の刑罰にすべての業者に記帳義務を課す**

今回の改正をふまえると、①税務調査にあたって事前通知しなくてもよく、②帳簿の提示がなければ罰金刑を課し、調査期間も3年ではなく、5年・7年さらにはそれ以前にさかのぼっての調査も横行します。さらに調査が終わっても、税務署が必要と認めれば、何度でも再調査に入る事も合法化するなど、まさに税務署のやりたい放題となってしまう。

昨年税務調査に入られた会員も、書類(領収証・請求書)等がない事を理由に7年間さかのぼり、多額の修正申告を行った事例もあります。

お店と生活を守るためにも、日々の記帳や領収証・伝票等の保存がますます重要になります。

### 班会・支部会で

### 税制の問題点について話し合おう

これから、各支部・班での確定申告学習会が行われます。ここ数年の傾向では、学習会や決算会に参加しない会員への調査が増えています。同時に追加税も増えています。確定申告書の作成だけでなく、とまらず、通則法の内容や税制の問題点を広く学び、中小業者への重視に対して怒りを持ちましょう。

国税通則法改悪案 系統調査やりたい放題

### 納税者の権利を脅かす

帳簿を見せろ、提示せよ。  
提出した帳簿は税務署が検閲、査閲の対象となります。

調査期間を3年から5年に延長  
7年までの調査が横行し、これにより7年分の修正申告や7年分の帳簿が必要になります。

金業者に記帳義務→消費増税引き上げへ  
記帳義務が課税と引き換えに、消費税増税の負担を軽減し、中小業者の負担を軽減するとの主張がなされています。

その他  
①罰金刑の増徴  
②帳簿提出義務の厳格化  
③確定申告の厳格化  
④確定申告期限の厳格化  
⑤確定申告書の提出義務の厳格化  
⑥確定申告書の提出期限の厳格化  
⑦確定申告書の提出場所の厳格化  
⑧確定申告書の提出方法の厳格化  
⑨確定申告書の提出書類の厳格化  
⑩確定申告書の提出時期の厳格化

~~~2012年・商売繁盛!~~~

## ☆中部民商新年会☆

2012年の今年こそ!の気持ちで不況を吹き飛ばしましょう。多くの皆さんの参加をお待ちしています。


**日時: 2012年1月22日(日)午後6時**  
**場所: 札幌パークホテル (中央区南10条西3丁目)**  
**会費: 本人負担3,000円 (5,500円のところ)**

※参加希望者は、最寄の役員または民商事務所まで連絡を  
※当日は、名刺交換会を行いますので、名刺もしくはお店紹介のチラシをお持ち下さい  
※多数の参加をお待ちしています

## 消費税増税反対・TPP参加阻止! 全国中小業者決起大会

日程: 2012年1月26日(木)午後1時~  
場所: 東京・日比谷公会堂

※「消費税増税反対署名」を各支部で1会員10筆を目標に取り組んでいます  
※集めた署名は当日国会に提出します。たくさんの署名を集めて、増税反対の声を政府にぶつけましょう



大增税反対

### 会費の納入について

民商は会員の会費と商工新聞代のみで運営しています。  
毎月15日までに会費を納入して下さい、ご協力をお願いします。

### 東日本大震災 募金振込先

北洋銀行東屯田支店 (普)0591021  
札幌中部民主商工会 特別会計  
会長 横江泰介

\*震災発生から半年以上が経過していますが、復興・復旧にはまだまだ時間がかかります。皆さんのご協力をお願いします。

## 今年の重税反対統一行動 集団申告は

日程: 3月13日(火)  
場所: 教育文化会館(中央区北1西13)